

平成29年第3回白馬村議会臨時会議事日程

平成29年7月5日（水）午前11時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会 期 自 平成29年7月5日

至 平成29年7月5日

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 5 議案第38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第 7 議案第40号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

日程第 8 同意第 6号 白馬村副村長の選任について

平成29年第3回白馬村議会臨時会（第1日目）

1. 日 時 平成29年7月5日 午前11時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 第1番 | 丸山 勇太郎 | 第7番 | 横田 孝穂 |
| 第2番 | 田中 麻乃 | 第8番 | 篠崎 久美子 |
| 第3番 | 太田 正治 | 第9番 | 太田 伸子 |
| 第4番 | 伊藤 まゆみ | 第10番 | 田中 榮一 |
| 第5番 | 松本 喜美人 | 第11番 | 津滝 俊幸 |
| 第6番 | 加藤 亮輔 | 第12番 | 北澤 禎二郎 |

4. 欠席議員

第7番 横田 孝穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-----------------|-------|
| 村 長 | 下川 正剛 | 副 村 長 | 太田 文敏 |
| 教 育 長 | 平林 豊 | 総 務 課 長 | 吉田 久夫 |
| 参事兼税務課長 | 篠崎 孔一 | 観 光 課 長 | 横山 秋一 |
| 生涯学習スポーツ課長 | 松澤 忠明 | 会 計 管 理 者 ・ 室 長 | 田中 哲 |
| 建 設 課 長 | 酒井 洋 | 農 政 課 長 | 太田 洋一 |
| 健康福祉課長 | 窪田 高枝 | 上 下 水 道 課 長 | 山岸 茂幸 |
| 住 民 課 長 | 矢口 俊樹 | 子育て支援課兼教育課長 | 田中 克俊 |
| 総務課長補佐兼総務係長 | 下川 浩毅 | | |

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

- 1) 会議録署名議員の指名
- 2) 会期の決定
- 3) 村長挨拶
- 4) 議案審議

報告第5号（村長提出議案）説明、質疑

議案第38号から議案第40号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第6号（村長提出議案）質疑、討論、採決

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第 38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 40号 平成 29 年度白馬村一般会計補正予算 (第 2 号)
5. 同意第 6号 白馬村副村長の選任について

開会 午前 11 時 00 分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） ただいまの出席議員は 11 名です。

横田議員は所用のため欠席していますので、報告いたします。

これより平成 29 年第 3 回白馬村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 119 条の規定により、第 8 番篠崎久美子議員、第 9 番太田伸子議員、第 10 番田中榮一議員、以上 3 名を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りの 1 日間といたしたいと思いますが、本日 1 日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りの 1 日間と決定いたしました。

△日程第 3 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第 3 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成 29 年第 3 回白馬村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、6 月 30 日から降り始めた雨は、7 月 1 日と 4 日には土砂災害警報情報が発令をされる事態となり、数日間にわたる降雨による総降水量が気象台の計測で 450 ミリを超える記録的な大雨となったことから、災害警戒本部を設置をし、一部地域において避難準備の情報を指示をいたしました。

この大雨により、道路、水田等の災害がありましたが、孤立する地区が出るような大きな災害には至らず、胸をなでおろしているところであります。

間もなく本格的な夏山登山シーズンを迎えますが、6 月議会閉会後の 19 日、天狗山荘の小屋にスタッフが登ったところ、かつてない大雪に本館、トイレ棟が斜めに傾き、内部の柱は折れる

という大規模損壊をしている状況があらわとなりました。指定管理者の白馬村振興公社では、今シーズンの営業を断念をし、村とともに関係機関への情報提供に努めたところであります。

建物については、当初、取り壊しの検討をしましたが、再度しっかり被災状況を点検をした上で方針を定めるべきと判断し、来週11日に関係者一同で小屋の点検を行う予定としております。いずれにせよ、何らかの措置は必要なことから、改めて議会の皆様には状況報告や補正予算の提案をしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、内閣府の地方創生人材支援制度を活用し、国からの人材を受け入れるに当たりまして、必要な条例の整備や関連する予算をお諮りするものであります。

この制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村の原則人口5万人以下に対して、意欲と能力のある国家公務員などを市町村長の補佐役として派遣をし、地域に応じた処方箋づくりを支援をしている制度であります。

本村では、この制度により派遣をいただく職名を副村長として要望しておりますが、現在副村長の定数は条例で1人と定めていることから、派遣を受ける平成29年8月1日からこれを2人とするためなどの所要の改正をするものであります。

副村長を2人体制とする理由であります。本村の重要施策であります地方創生関連施策などを適切に処理をし、着実な成果を得まして村政の安定となお一層の質の高い住民サービスを実現するためであります。

今後、白馬村を持続可能な村とするためには、移住・定住の促進や雇用の創出など、住みたいと思われるまちづくりの仕掛けが必要であり、関係各所への働きかけなど発展的な仕事を精力的かつ持続的に、また、スピーディーに行なっていくためにも、行政全般に詳しく経験が豊富な副村長を合わせて2人置くことが必要不可欠であると考えております。

これらの実現に向けた議案を含め、本日提出する議案は、報告1件、条例の一部改正2件、同意案件1件、補正予算が1件でございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） これより報告事項に入ります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第4 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第13号の内容でございますが、平成29年4月15日午前8時50分ごろ、白馬村大字北城3020番地1100付近の村道0107号線において、損害賠償請求者が所有し、妻が運転する軽乗用車が走行中、本村が管理する道路の穴に右側の前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものであります。

村は、損害賠償請求者に対して車両修理代金6,770円のうち、道路管理者としての過失相当分60パーセントの車両修理代金4,062円を賠償したものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第4 報告第5号は終了いたします。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。すみません。ただいま議長の発言を訂正いたします。

議案1号から議案3号までと申し上げましたが、議案第38号から40号までということに訂正をさせていただきます。

△日程第5 議案第38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げます。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものでございます。

これは、白馬村が地方創生人材支援制度により、派遣の受け入れによる役職を副村長として要望しており、受け入れが決定されたことから副村長の定数条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正の内容をご説明いたしますので、最終ページ新旧対照表をごらんください。

副村長の定数を1人から2人に改正したいものであります。附則では、施行期日を派遣をいただく日となる平成29年8月1日としております。

以上のとおり、一部改正したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

加藤亮輔議員。

第6番（加藤亮輔君） 第6番 加藤亮輔です。

白馬村で副村長がお2人になるのは初めてのことなんですけれども、また、先ほどの村長の説明の中に副村長を2人にする理由として、一層質の高い住民サービスを実現するためというふうに報告がありましたので、2人にするに当たっての一層質の高い住民サービスとはどういうことか、もう少し村民の方にわかるように説明いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。

下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の質問に対してでありますけれども、若干、前にもご説明を申し上げましたわけでありまして、白馬村といたしましては、どのような専門分野、能力を持った人材を求めたかということでありまして、白馬村は社会・経済の施策に係る問題を総合的に把握、分析をして戦略を実現できる施策の立案能力を有する人で、特に行政法をはじめとした各論的に法律にも精通をし、法律の立案にもたけており、また、立案した施策を具体的に展開するために地域を巻き込めるコミュニケーション能力のある人を希望したところであります。

そして、職務内容でありますけれども、移住者や外国人と従来の住民との間における集落内でのコミュニティの形成、そしてまた、大規模開発に対する施政や景観の維持、国籍や言語を問わず住みやすい環境整備、観光エリアと農村集落エリアのゾーニングということであります。

また、ここ数年は長野県の神城断層地震に伴う、復旧・復興を基軸に取り組んだために、地域の課題、地域の振興及び地域創生への対応が十分に組み立てていないのが現状であり、そこで村内の第一次産業と第三次産業をつなげ、地域内で経済を循環をさせる仕組みを構築することで、直接的に観光に携わっていない住民でもインバウンドによる外貨獲得の恩恵が受けられるような、

そういった地域社会を生み出すことに取り組んでいただく、そういった方を希望していたところであります。

そしてまた、副村長2人ということでもありますので、副村長の職務分担については、白馬村の副村長の事務分掌等に関する規則を制定し、職務代理者の第一順位となるのは太田副村長、総括担当ということで、地方創生事務の推進以外の事務及び村政全般を統括をいただくということでもありますし、今度の副村長につきましては、職務代理者の第二位として、地方創生に携わっていただくということでもあります。そしてまた、いろんな各課で懸案事項があるわけがございますけれども、国から来ていただく方のお知恵をいただきながら、この課題解決に取り組んでまいりたい。そしてまた、国からの職員が来ることによって、白馬村職員の模範になったりするということも一つの希望しているところであります。そしてまた、国とのいろんな折衝もあるわけでもありますので、そういったことも含めて、今度の副村長には対応していただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、質疑ありますか。

加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 加藤です。どうも説明ありがとうございます。

私たち議員は、先ほど全員協議会であらましを聞いたわけですが、こういう白馬村で初めての2人副村長という体制について、やはり村民の方にもいろいろ説明したほうがいいということであえて質問をしたわけです。今後とも白馬村の活性化のために2人副村長と下川村長の3人でスクラム組んで、活性のために頑張ってもらいたいと願います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

第1条、第2条とも白馬村が地方創生人材支援制度による派遣の受け入れに伴い、在職をする副村長について、一般職と同様に住居手当を支給するよう一部改正を行うものでございます。

附則では、施行期日を派遣をいただく日となる平成29年8月1日としております。

以上のとおり一部改正したいものですので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第39号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第40号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第40号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第40号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億7,411万8,000円とするものであります。

5ページ、歳入明細をごらんください。

今回の補正の財源につきましては、18款1項1目繰越金を全額財源としております。

6ページ、歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業958万9,000円の増額は、白馬村が地方創生人材支援制度による派遣の受け入れに伴い、在職をいたします副村長の人件費関係であります。

2目財産管理事業45万円は、同じく在職をいたします副村長の机、椅子、書庫等の備品購入経費を増額補正するものです。

9款2項1目北小学校管理事業48万7,000円の増額は、白馬北小学校に設置をされました通級指導教室の本格運用を開始するための経費を増額補正するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第40号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 同意第6号 白馬村副村長の選任について

議長（北澤禎二郎君） これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第8 同意第6号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、起立によって行います。

同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第6号は委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

日程第8 同意第6号 白馬村副村長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第6号 白馬村副村長の選任について。

次の者を白馬村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求

める。

記

住所 Studio 203 Woodside House 90 South Woodside Road, Glasgow.

氏名 藤本元太

生年月日 昭和60年10月6日

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決をいたします。

同意第6号 白馬村副村長の選任については、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

これで、本臨時会に付議された議事日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成29年第3回白馬村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 7月5日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員